

# 17 災害復旧・復興

項目	ページ
17-1 リ災証明書様式	568
17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度	569
17-3 熊本市税条例	574
17-4 熊本市国民健康保険条例	576
17-5 国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい	578
17-6 災害に対する金融措置一覧	579
17-7 災害公営住宅計画	580
17-8 災害復旧に伴う財政援助一覧	581

## 17-1 り災証明書様式

り 災 証 明 書						熊本災証 第 号
						平成 年 月 日
世帯主住所						
世帯主氏名					世帯人員	
り 災 状 況	災害の原因					
	り災者住所					
	り災者					
	り災者区分					
	り災場所					
	り災物件種類					
世帯構成						
氏 名		続柄	年齢	氏 名		続柄

り 災 程 度	区 分	
	参 考	
	その他	

<p>上記のとおり、り災したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊本市長</p>
--

## 17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

### 1 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号）の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度。

#### (1) 対象となる災害

災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象）で次に掲げる場合

- ① 熊本市域において住家の滅失した世帯が5世帯以上ある場合
- ② 被災が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、住家の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する場合
- ③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

#### (2) 支給対象者

上記の災害で死亡した市民とする。

（火災・事故等の人為的な要因による死亡は含まない。）

#### (3) 支給対象遺族及び順位

- ① 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- ② 前号の遺族の順位は、次に掲げる順位とする。  
配偶者 ⇨ 子 ⇨ 父母 ⇨ 孫 ⇨ 祖父母
- ③ 上記以外の場合は「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定によるものとする。

#### (4) 弔慰金の支給額

- ① 死亡当時、生計を主として維持していた場合 ⇨ 500万円
- ② その他の場合 ⇨ 250万円

#### (5) 弔慰金の支給手続

市長が調査のうえ支給する。

ただし、熊本市の区域外で死亡した場合は死亡地の官公署が発行する死亡証明書等を提出する。

また、熊本市民でない遺族が請求する場合は、当該死亡者の遺族であることを証明する書類（戸籍謄本など）を提出するものとする。

### 2 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度。

#### (1) 対象となる災害

災害弔慰金と同じ。

#### (2) 支給対象者

上記の災害を原因として、負傷または疾病にかかり、治ったときに以下の障がいがある市民とする。

（火災・事故等の人為的な要因による障がいは含まない。）

## (3) 障がいの程度

- ① 両眼が失明したもの。
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの。
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの。
- ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの。

## (4) 見舞金の支給額

- ① 被災時、世帯の生計を主として維持していた場合 ⇒ 250万円
- ② その他の場合 ⇒ 125万円

## 3 災害見舞金

「熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱」に基づき支給する見舞金制度。

## (1) 対象となる災害

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象及び火災の災害により生ずる被害

## (2) 支給対象者

災害で被害を受けた「熊本市民」であること。

市民の定義 ⇒ 住民基本台帳または外国人登録台帳に登録されている者

## (3) 見舞金額

◇全焼・全壊又は流失

1世帯につき⇒50,000円

◇半壊又は半焼

1世帯につき⇒30,000円

◇床上浸水

1人世帯⇒10,000円

◇重傷

1人に付き⇒30,000円

◇死亡

1人に付き⇒100,000円

## (4) 支給の制限

- ① 災害による死亡又は負傷が、その死亡又は負傷した者及び世帯員の故意又は重大な過失による場合。
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条の規定に該当する場合。

- ③ 熊本市の条例で支給が受けられる場合。
- ④ 住家でない建造物の被害。
- ⑤ 災害発生時に避難等の指示に従わなかった場合。

#### 4 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」「同法律施行令」「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度。

##### (1) 対象となる災害

- ① 熊本市に対して、「災害救助法」が適用された場合の災害。
- ② 熊本県内の自然災害により、「災害救助法」が適用された市町村が1カ所でもある場合の災害。

##### (2) 貸付対象者

主としてその世帯の生計を維持する者で、社会通念上妥当と認められる者

##### (3) 所得の制限

同一世帯に属する者の所得を合算した額が、次の金額未満であること。

- 1人世帯 ⇨ 220万円
- 2人世帯 ⇨ 430万円
- 3人世帯 ⇨ 620万円
- 4人世帯 ⇨ 730万円
- 5人以上世帯 ⇨ 730万円に世帯人員が1人増すごとに、30万円を加算した額  
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円となる。

##### (4) 対象となる被害の程度と貸付限度額

《1》療養に要する期間が1カ月以上の世帯主の負傷及び以下の項目に該当するとき。

- ① 家財、住家とも損害がない場合 ⇨ 150万円
- ② 家財の損害金額が、その価値の概ね3分の1以上の損害 ⇨ 250万円
- ③ 住居が半壊した場合 ⇨ 270万円
- ④ 住居が全壊した場合 ⇨ 350万円

《2》世帯主の負傷がなく、以下の項目に該当するとき。

- ① 家財の損害金額が、その価値の概ね3分の1以上の損害 ⇨ 150万円
- ② 住居が半壊した場合 ⇨ 170万円
- ③ 住居が全壊した場合（④の場合を除く） ⇨ 250万円
- ④ 住居の全体が滅失（全壊・全焼及び流失を含む）した場合 ⇨ 350万円

《3》上記で被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊す場合等特別の事情がある場合は以下のとおりとする。

- 《1》の③の場合 ⇨ 350万円
- 《2》の②の場合 ⇨ 250万円
- 《2》の③の場合 ⇨ 350万円

##### (5) 償還方法及び償還期限

- 償還方法 ⇨ 年賦償還・半年賦償還・月賦償還のいずれかを選択（全て元利均等償還）
- 償還期限 ⇨ 3年据え置き後7年償還

- 償還利率 ⇨ 保証人を立てる場合：無利子  
保証人を立てない場合：年1.5%（据え置き期間は無利子）

## 5 畳替費用助成金

熊本市水害に伴う畳替費用助成金支給要綱に基づき支給する助成金制度。

### (1) 対象となる災害

豪雨・洪水・津波その他の異常な自然現象等による水害により床上浸水以上の被害

### (2) 支給対象者

水害で被害を受けた「熊本市民」で、畳替を自らの費用で行った者。

市民の定義⇨熊本市に住所を有し、住民基本台帳または、外国人登録台帳に登載されている者。

### (3) 支給の制限

- ① 市県民税課税世帯に属する者
- ② 生活保護法を受けている者

### (4) 助成金額

床上浸水以上の被害を受けた畳1枚につき9,000円以内。ただし、12枚（108,000円）を上限とする。

## 6 生活福祉資金

低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度です。

◇災害援護資金 ⇨ 1,500,000円以内

据置期間 ⇨ 6ヶ月以内

償還期間 ⇨ 7年以内

償還利率 ⇨ 保証人を立てる場合：無利子、保証人を立てない場合：年1.5%

◇申込方法 市役所が発行する「り災証明書」を添付して、熊本市社会福祉協議会へ申し込む。

## 7 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### (1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。なお、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号が適用された市町村における自然災害
- ② 各市町村で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- ⑤ ①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

(2) 支援金の支給対象

上記(1)に該当する自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）が支援金支給の対象となる。

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人員が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2) ①に該当	解体 (2) ②に該当	長期避難 (2) ③に該当	大規模半壊 (2) ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内

## 17-3 熊本市税条例

### 1 市民税の減免

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの
- (5) 納税者又は同居親族が疾ぺいにかかり、医療のため異常な出費を要したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (6) 失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 年度（法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額）、月別、納期の別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### 2 固定資産税の減免

第50条 市長は次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者（所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者の住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況



3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### 3 軽自動車税の減免

第67条 市長は、災害その他特別の事情により特に必要と認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。ただし、減免すべき事由発生の日既に納期限を経過しているものについては、この限りでない。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

### 4 特別土地保有税の減免

第114条の3 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものに対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目、地積、取得年月日及び取得価額並びに税額
- (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

### 5 事業所税の減免

第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業所等の所在地
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

## 17-4 熊本市国民健康保険条例

### 1 徴収猶予

第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 市長は、第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者がその後において、その猶予事由が消滅した場合は、その徴収猶予を取り消すことができる。

### 2 保険料の減免

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者
  - ア 資格取得日において、65歳以上である者
  - イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者
    - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
    - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
    - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
    - (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
    - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- (3) その他特別の理由がある者

- 2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 納期限及び保険料の額
  - (3) 減額又は免除を受けようとする理由
- 3 第1項の規定によって保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

## 17-5 国民年金保険料の免除及び学生納付特例 (国民年金法) 抜すい

第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第90条の2 第1、2、3項次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、その4分の3・半額・4分の1を納付することを要しないものとするができる。

ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

## 17-6 災害に対する金融措置一覧

資 金	措 置	根 拠 法 令
中小企業設備近代化資金	償還免除	中小企業近代化資金等の助成法
	償還延滞	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」）
自作農維持資金	貸 付	自作農維持資金融通法
災害復興住宅建設資金	貸 付	住宅金融支援機構法
天災による被害農林漁業者等に対する資金	貸 付	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
	貸付(限度額引き上げ等)	激甚法
被災中小企業再建資金	貸 付 激甚法	商工組合中央金庫法
産業労働者住宅建設資金	貸 付（償還延長等） 激甚法	産業労働者住宅資金融通法
被災私立学校災害復旧資金	貸 付	日本私学復興財団法
被災中小企業者等に対する災害復旧資金	貸 付	中小企業金融公庫法 国民金融公庫法 商工組合中央金庫法 環境衛生金融公庫法
被災医療機関等に対する災害復旧資金	貸 付	医療金融公庫法
被災農林漁業者等に対する土地改良災害復旧資金、主務大臣指定施設災害復旧資金等	貸 付	日本政策金融公庫
中小企業信用保険法による災害関係保証	付保限度額の別枠設定、普通保険のてん補率引き上げ～保険料率の引下げ	中小企業信用保険法 激甚法
母子福祉資金	支払猶予	母子福祉法

## 17-7 災害公営住宅計画

### (1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得者災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

#### ① 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

- (ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 1市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

#### ② 建設および管理者

災害公営住宅は市町村が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し管理するものとする。

#### ③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 (2) 当該災害発生後3年間は月収21.4万円以下の世帯であること。 (3) 現に同居し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	(1) 一般災害は滅失戸数の3割 (2) 激甚災害は滅失戸数の5割
補 助 率	(1) 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 (2) 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4
規 格	住宅1戸の床面積の合計が25平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

### (2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

### (3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資、又は、一般個人向け融資を活用して復旧に努めるものとする。

## 17-8 災害復旧に伴う財政援助一覧

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上・第3条
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上・第3条
農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上・第5、6条
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上・第3条
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	同上・第3条
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上・第3条
身体障がい者厚生援護施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法第37、37の2条	同上・第3条
精神薄弱者援護施設災害復旧事業	精神薄弱者福祉法第25、26条	同上・第3条
感染症指定医療機関の災害復旧事業	—	同上・第3条
感染症予防事業	—	同上・第3条
堆積土砂排除事業	—	同上・第3条
湛水排除事業	—	同上・第3条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上・第8条
共同利用小型漁船の建造費	—	同上・第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	—	同上・第12条
中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例	—	同上・第13条
事業協同組合等施設の災害復旧事業	—	同上・第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上・第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上・第17条
水防資材補助	水防法第33条の2	同上・第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上・第22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
工業用水道災害復旧事業	—	同上
廃棄物処理施設災害復旧費補助	—	同上

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
災害廃棄物処理事業費補助金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条	同上
火葬場・と畜場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	同上
都市施設災害復旧事業 (街路、公園等、都市排水施設)	建設省都市局長通達・都市災害復旧事業 国庫補助に関する基本方針	—